

四日市市教委告示第23号

四日市市文化財保護条例（平成5年四日市市条例第17号）第5条第1項の規定により、次のものを四日市市指定有形文化財（工芸品）として指定するので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和3年10月27日

四日市市教育長 廣瀬琢也

四日市市指定有形文化財(工芸品)

種別	有形文化財(工芸品)
名称及び員数	槍 銘 備州長船法光 長享二年八月日 1口 (伝矢田監物所用)
所在地	四日市市山田町1912
所有者	宗教法人安性寺(代表役員 住職 竹内 宜秀)

(社会教育・文化財課)